

# 利用権設定等促進事業（相対）の注意事項

## I 共有地（または未相続農地）の貸借手続きについて

### ● 共有者（法定相続人）の同意

原則として、農地の貸借を行う際は共有者（未相続農地の場合は農地所有者の法定相続人）すべての同意が必要です。ただし、貸借期間が20年以内であれば、過半の共有持ち分（法定相続権）を有する者の同意で利用権設定が可能です。

### ● 追加で提出が必要な書類（未相続農地の場合のみ）

農地所有者（被相続人）がお亡くなりになっていること、及び法定相続権の過半を有する法定相続人の同意が得られていることを確認するため、次の書類を提出してください。

＜相続後未登記農地の場合の追加書類（例）＞

- ① 所有者（被相続人）の戸籍謄本（生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本）
- ② 法務局が発行する「法定相続情報一覧図」 など

## II 利用権設定期間中に利用権設定を行った借受者がお亡くなりになった場合

利用権設定期間中に借受者がお亡くなりになった場合、利用権設定の種類によっては自動で利用権設定が終了する場合があります。

利用権の種類	貸付者が亡くなった場合	借受者が亡くなった場合
貸借（有償）	利用権設定が継続される。 （「貸す」債務が相続される）	利用権設定が継続される。 （「借りる」権利が相続される）
使用貸借（無償）	利用権設定が継続される。 （「貸す」債務が相続される）	<u>利用権設定が終了する。</u> （民法第597条第3項）

## III 利用権設定等促進事業申出書の記載間違い等について

利用権設定等促進事業申出書に記載間違い等があった場合は申出書を返却させていただきます。事前に記載内容に不備がないかご確認のうえ、提出をお願いします。

## IV 利用権設定等促進事業（相対）による農地貸借制度の終了について

農業経営基盤強化促進法の改正により、本事業による農地貸借の手続きは令和7年3月で本制度は終了となります。（令和7年3月までに地域計画を策定した地区は、地域計画を策定した時点で本制度が終了します。）

本事業による農地貸借手続きの終了後に、新たに農地貸借を行う場合、次のいずれかの手続きを行ってください。

◎ 利用権設定等促進事業による農地貸借手続き終了後に活用できる手続き

- ① 農地法第3条に基づく貸借申請（窓口：市農業委員会事務局）
- ② 農地中間管理機構を通じて貸借（窓口：市農業振興課、（公社）ひょうご農林機構）